**入札説明書**

令和５年８月１４日千葉市公告第７０５号により公告した非常用飲料水の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

１　制限付一般競争入札に付する事項

（１）調達物品及び数量

非常用飲料水（５００ｍｌペットボトル）　１１３,１１２本

（２）調達物品の特質等

　　　別添仕様書のとおり

（３）納入期限

　　　令和６年 ３月２２日（金）

（４）納入場所

市内２１６か所の避難所等、１３か所の拠点倉庫、６６か所の庁舎・病院等、６か所の帰

宅困難者一時滞在施設

２　競争入札参加資格

　制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

（１）令和４・５年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められて（以下「入札参加資格の認定」という。）いる者であること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア　手形交換所による取引停止処分を受けてから、２年間を経過しない者

イ　当該入札日前６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ　千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和６０年８月１日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ　千葉市内において、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に違反している者

キ　法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税を完納していない者

ク　千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税（延滞金を含む。）を完納していないもの

ケ　千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあっては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

（３）千葉市内に本店を有する者

３　入札参加資格確認申請書の提出

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

（１）提出期間　公告の日の翌日から令和５年８月２２日（火）まで

（日曜日、土曜日及び休日を除く午前９時３０分から午後４時３０分まで）

（２）提出場所　千葉市総務局危機管理部防災対策課

（３）提出方法　持参又は郵送（持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前９時３０分　　　　　　　　　　　　　　　　　　　から午後４時３０分までとし、郵送による場合は、令和５年８月２２日（火）の午後５時００分までに書留郵便にて必着とする。）

（４）提出書類　入札参加資格確認申請書（様式１）

（５）確認通知　令和５年８月２５日（金）までに入札参加資格確認結果通知書を発送する。

４　入札に関する質問の受付

（１）入札説明書等の内容に関する質問がある場合は、以下のとおり質問書（様式２）を提出すること。

　　ア　提出期間　公告の日の翌日から令和５年８月２２日（火）　午後５時００分まで

　　イ　提出場所　千葉市総務局危機管理部防災対策課（bosaitaisaku.GEC@city.chiba.lg.jp）

　　ウ　提出方法　電子メール

（２）質問に対する回答は、令和５年８月２５日（金）までに電子メールにて行う。

５　入札手続等

（１）入札・開札の日時及び場所

ア　日時　令和５年８月３１日（木）　午前１０時００分

　　イ　場所　千葉市総務局危機管理部防災対策課

　　※本件は、感染症拡大防止のため、入札書の事前提出による非参集型入札で実施する。

（２）入札方法

入札書は、郵便による場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、後記８の契約事務担当課宛に書留郵便にて郵送すること。持参による場合も、郵送の場合と同様、二重封筒に必要事項を記載し、持参すること。

ただし、入札書を郵送により提出する場合は、後記８の契約事務担当課へ令和５年８月３０日（水）午後５時００分（必着）までに書留郵便にて必着とする。

（３）入札書に記載する金額

入札金額は、調達物品の金額のほか、輸送費、保険料等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め見積もること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（４）入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、積算内訳書を提出すること。書類の提出がない場合、又は、内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

（５）入札保証金

要（ただし、千葉市契約規則（昭和４０年千葉市規則第３号）第８条に該当する場合は、免除とする。）

（６）落札者の決定方法

千葉市契約規則第１０条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

（７）無効となる入札

　　千葉市契約規則第１６条の規定に該当する入札

６　再度入札の実施

（１）開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がないときは、直ちに再度入札を行う。なお、再度入札を行う際には、ＦＡＸ及び電子メールにより通知する。

（２）再度入札の回数は、１回とする。

（３）再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、初回の入札で無効とされた者は参加できない。

７　契約の手続等

（１）契約保証金

要（ただし、千葉市契約規則第２９条に該当する場合は、免除とする。）

（２）契約書作成の要否

　　要

（３）契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（４）契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、後記８の契約事務担当課で閲覧できる。

８　契約事務担当課

　　〒260-8722　千葉市中央区千葉港１番１号

　　千葉市総務局危機管理部防災対策課対策実施班

　　電話：043-245-5113

　　Mail：bosaitaisaku.GEC@city.chiba.lg.jp